第三期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産　二四、二一四
固定資産　八〇九
資産合計　二五、〇二三

負債及び正味財産の部

流動負債　一九、九一二
一般正味財産　五、一一一
負債及び正味財産合計　二五、〇二三

平成二十八年七月二十八日

岡山県岡山市北区錦町六番一号
一般財団法人両備ハッピーライフ
代表理事　小嶋　光信

配当公告

香川県高松市鶴市町二〇五六番地の七
破産者　ダイワクリエス株式会社

右の者に対する高松地方裁判所平成二十七年(フ)第五十三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金八五、〇五〇、〇一七円

一、配当することのできる金額
金一九、五二一、五〇二円

平成二十八年七月二十八日

香川県高松市寿町二丁目二番一〇号高松寿町プライムビル五階　アローズ法律事務所
破産管財人　藤本　邦人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市十二所字中町一七番地、最後の住所秋田県大館市軽井沢字鳶ケ長根一番地三二
被相続人　亡　志賀たき子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十八日

秋田県大館市字三ノ丸一〇三番地九
相続財産管理人　弁護士　緑川　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県刈谷市半城土町大湫一一八番地
一、最後の住所愛知県刈谷市半城土町大湫一一八番地一グローリアスコート半城土町五〇一号
被相続人　亡　河野　寿彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十八日

神奈川県川崎市川崎区宮前町八番一三号大幸ビル四階ＡＬＩＶＥ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草三丁目三番地三、最後の住所新潟県上越市栄町二丁目八番七号
被相続人　亡　細木　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十八日

新潟県上越市木田二丁目一番一号　山和ビル六階　弁護士法人新潟第一法律事務所上越事務所
相続財産管理人　弁護士　渡辺　伸樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒郡安堵町大字西安堵五四四番地四四、最後の住所奈良県生駒郡安堵町大字西安堵五四四番地の四四
被相続人　亡　田上　孝人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十八日

大阪市北区西天満四丁目四番一八号梅ヶ枝中央ビル四〇二号　堀圭吏法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀　圭吏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市市小路八七番地、最後の住所和歌山県和歌山市大谷三五八番地山路五郎方
被相続人　亡　宮本　雅史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十八日

事務所和歌山市岡山丁二六番地
相続財産管理人　司法書士　山本美佐子

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年七月二十八日

一　墳墓等所在地　埼玉県所沢市北原町九八〇
一　墳墓等の名称　所沢聖地霊園
一　死亡者の区画番号、本籍及び氏名
二二区一五側一番　埼玉県秩父市道生町一五三三　近藤操　近藤恒
二四区〇側一六七番　東京都杉並区梅里二一一六四　山田千代　山田源吉
な区二側一七番　東京都文京区小日向二―九〇　平井清吉
る区六側三二番　新潟県新潟市出来島一八二　江畠良之
る区八側一七番　北海道空知郡栗沢町万字炭山二見沢　河原木直行、北海道赤平市幸町一―五二　河原木政行　河原木トキ　河原木省三
六二区七側一八番　東京都田無市南町五―四六四　笹岡一雄　笹岡ヨシ
か区三側一三番　東京都千代田区麹町富士見町三―一―八　小杉ヨシノ、東京都千代田区富士見町三―一―八　小杉茂　小杉たけ　小杉由衛、東京都墨田区錦糸四―二〇―九　小杉治男
小杉尯代子、東京都千代田区富士見町二―一―八　小杉さと、東京都千代田区富士見二―一　小杉フサエ

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある株主及び利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年七月二十八日

三重県四日市市本町八番二号
上越大協石油販売株式会社　新潟県上越市本町六丁目三―四

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

八二区二側二三番　東京都練馬区石神井台二―二　三科澄男
〇区〇側一〇九番　韓国　河優治、東京都中野区本町三―四五　森田々を子
八〇区二側三番　東京都大田区本羽田三―八四　芳賀美代子　芳賀昭二
た区九側四七番　東京都八王子市打越町一三五四―六　谷ヤマ　谷新平、福島県安達郡上大田字上代績九一　谷アキノ
七四区三側二八番　東京都中野区沼袋一―二六五　植田操子、東京都中野区野方三―一〇六六　森谷はつ子　森谷正之
の区二側二三番　宮城県仙台市小田原金剛院丁七八―三　作間浩二、東京都板橋区成増五―一九　作間和彦
一　改葬を行おうとする者　埼玉県所沢市北原町九八〇　一般財団法人所沢聖地霊園　理事長　鈴木　政彦

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年六月一日厚生労度大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年七月二十八日

名古屋市中区大須三丁目二番五号
株式会社吉桂確定給付企業年金
清算人　水野　保之

株式会社ＣＣＪ
代表取締役　森　紀元

株式の種類及び数
普通株式　一四二六株